

秩父市こども計画 パブリックコメント結果について

1 意見募集期間

令和6年11月22日(金)～12月21日(土)

2 意見の提出者及び意見件数

区分	人数	意見件数
窓口・投書箱	0人	0件
FAX	1人	1件
Eメール	0人	0件

3 意見の概要と秩父市の考え方

ご意見の概要	対象頁	ご意見に対する秩父市の考え方
<p>「(6) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援」について。</p> <p>国の子ども計画策定に係る基本指針が令和6年9月30日に改正されて、以下のことが新規に加えられたことを踏まえて、強度行動障害や高次脳機能障害のあるお子さんへの対応を記していただきたい。</p> <p>また、今年度から高次脳機能障害児への相談が新規に加算の対象になったことが明記されました。</p> <p>「内閣府告示 第131号 令和6年9月30日付より (三)障害児施策の充実等(略) 加えて、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児については、より専門的な支援が必要になることから、管内の支援ニーズの把握と併せて、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制整備を行うことが必要である。」</p>	P62	<p>児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。</p> <p>また、医療的ケア児、聴覚障がい児、強度行動障がい児、高次脳機能障がい児など、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。</p> <p>と追記させていただきました。</p>